

医療保障保険（団体型）普通保険約款

アクサ生命保険株式会社

(この保険の趣旨)

この保険は、公的医療保険制度の補完的役割を担う保険であり、会社、事業所、官公庁、労働組合、共済組合、互助会、協同組合、同業組合等の団体を対象とし、被保険者が所定の入院をした場合に治療給付金または入院給付金を支払い、また被保険者が死亡した場合に死亡保険金を支払う仕組の保険です。

第1編 総則

1. 総則

第1条 (団体)

この保険の対象となる団体は、当会社の定める範囲内のものであることを要します。

第2条 (被保険団体)

この普通保険約款で被保険団体とは、同一の保険契約に属する被保険者の集団をいいます。

第3条 (保険契約者の資格)

この保険の保険契約者は、団体または被保険団体の代表者であることを要します。

第4条 (加入資格)

この保険の被保険者となることができる者は、団体の所属員等で、かつ、当会社の定める範囲内の者であることを要します。

第5条 (被保険者の数)

この保険契約の被保険者の数は、当会社の定める数以上であることを要します。

第6条 (治療給付率等の決定方法)

この保険契約の各被保険者の治療給付率（治療給付金額の計算の際に用いる率のことをいいます。以下同じとします。）、入院給付金日額および死亡保険金額は、それぞれ当会社の定める範囲内で定めることを要します。

2. 責任開始期、契約日および保険証券の交付

第7条（責任開始期および契約日）

- ① 当社は、この保険契約の申込を承諾した場合には、この保険契約の締結の際に保険契約者と協議して定めた契約日からこの保険契約上の責任を負います。ただし、この保険契約の第1回保険料または第1回保険料相当額が当社に払い込まれない間は、当社は、この保険契約上の責任を負いません。
- ② 前項に基づく契約日を定めないでこの保険契約の申込を承諾した場合には、当社は、この保険契約の第1回保険料または第1回保険料相当額が払い込まれた時からこの保険契約上の責任を負い、その責任開始の日を契約日とします。

第8条（保険証券の交付）

- ① 当社は、保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。ただし、協議により、別段の定めがある場合はこの限りではありません。
 - (1) 当会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) この保険契約および付加する特約の種類
 - (4) 保険期間
 - (5) 治療給付率、入院給付金日額および死亡保険金額
 - (6) 保険料およびその払込方法
 - (7) 契約日
 - (8) 保険証券を作成した年月日
- ② 前項の保険証券には、当社が記名押印します。ただし、当社の代表者により委任された者による記名押印に代えることがあります。
- ③ この保険契約が更新または復活されたときは、新たな保険証券を交付しません。

3. 保険期間

第9条（保険期間）

- ① この保険契約の保険期間は、第7条（責任開始期および契約日）に定める契約日または第42条（保険契約の更新）に定める更新日から起算して1年とします。
- ② 更新された保険契約について第2編（この保険契約の給付および請求手続）の規定を適用する場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

4. 被保険者の中途加入

第10条（被保険者の中途加入）

- ① 保険契約者は、当会社の承諾を得て、加入資格を有する者を被保険者としてこの保険契約に中途加入させることができます。
- ② 第7条（責任開始期および契約日）の規定は、前項の規定によって中途加入した被保険者について準用します。

5. 保険料の計算

第11条（保険料の計算）

この保険契約の保険料は、契約日または更新日に当会社の定める保険料率に基づき被保険者ごとに計算して得られる保険料の合計額とします。

第12条（特別保険料）

- ① 当会社は、保険契約の締結、更新または復活の際に、被保険団体の保険事故発生率が特に高率であると認めた場合には、当会社の定めるところによって特別保険料を徴収することがあります。
- ② 特別保険料を徴収する場合には、前条に定める保険料に特別保険料を加えたものをもって、この保険契約の保険料とします。

第2編 この保険契約の給付および請求手続

6. この保険契約の給付

第13条（給付金の支払）

① この保険契約の治療給付金および入院給付金は、次のとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
(1) 治療給付金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす別表1に定める入院（以下本号において「入院」といいます。）をしたとき</p> <p>（ア）その被保険者についての責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする入院であること</p> <p>（イ）傷害または疾病の治療を目的とする入院であること</p> <p>（ウ）保険期間中に開始した入院であること</p> <p>（エ）別表3に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）における入院であること</p>	別表4に定める治療給付金額	<p>治療給付金または入院給付金を支払わない場合</p> <p>被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>（ア）保険契約者の故意または重大な過失</p> <p>（イ）その被保険者の故意または重大な過失</p> <p>（ウ）その被保険者の犯罪行為</p> <p>（エ）その被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>（オ）その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>（カ）その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故</p> <p>（キ）その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>（ク）その被保険者の薬物依存</p> <p>（ケ）地震、噴火または津波</p> <p>（コ）戦争その他の変乱</p>

	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす別表5に定める入院（以下本号において「入院」といいます。）をしたとき</p> <p>(ア) その被保険者についての責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする入院であること</p> <p>(イ) 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること</p> <p>(ウ) 保険期間中に開始した入院であること</p> <p>(エ) 同一の不慮の事故または疾病による保険期間中の入院日数が継続して5日以上となったこと</p> <p>(オ) 病院または診療所における入院であること</p>	<p>(その被保険者について定められた入院給付金日額) × (入院日数 - 入院開始日からその日の含めての4日)</p>	<p>被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(ア) 保険契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) その被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(エ) その被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(オ) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(カ) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故</p> <p>(キ) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ク) その被保険者の薬物依存</p> <p>(ケ) 地震、噴火または津波</p> <p>(コ) 戦争その他の変乱</p>
--	--	--	---

② 治療給付金の支払については、前項の規定によるほか、次の各号に定めるところによります。

- (1) 被保険者が治療給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなして前項および本項の規定を適用します。ただし、治療給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。
- (2) 被保険者の入院中に治療給付率の増率または減率があった場合には、治療給付金の支払額は各日現在の治療給付率に基づいて計算します。
- (3) 被保険者が前項に規定する入院中に保険期間が満了し、保険契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の治療給付率は、保険期間の満了した日のそれと同率とします。
- (4) 被保険者が、この保険契約の更新後に、その被保険者についての責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院し

た場合でも、その被保険者についての責任開始の日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

(5) 治療給付金は、1回の入院について、入院日数を通算して124日となる日の属する月の末日までを限度として支払います。

③ 入院給付金の支払については、第1項の規定によるほか、次の各号に定めるところによります。

(1) 分娩のための入院は、当会社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなして取り扱います。

(2) 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。

(3) 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当会社が認めたときは、1回の入院とみなして第1項および本項の規定を適用します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

(4) 当会社は、被保険者が第1項に規定する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなして取り扱います。

(ア) その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたときまたは疾病を併発していたときもしくは併発したとき

(イ) その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したときまたは不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

(5) 入院給付金の支払限度は次のとおりとします。

(ア) 1回の入院についての支払限度は、支払日数（入院給付金を支払う日数をいいます。以下本号において同じとします。）120日とします。

(イ) 通算支払限度は、それぞれの被保険者について、支払日数を通算して700日とします。

(6) 前項第2号から第4号までの規定は、入院給付金の支払の場合に準用します。

④ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により治療給付金または入院給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により治療給付金または入院給付金

の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、当社は、その程度に応じ、治療給付金または入院給付金の全額を支払い、またはその一部を削減して支払います。

第14条（死亡保険金の支払）

① この保険契約の死亡保険金は、次のとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人	死亡保険金を支払わない場合
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	その被保険者について定められた死亡保険金額	死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (ア) その被保険者についての責任開始の日から起算して1年以内のその被保険者の自殺 (イ) 保険契約者の故意 (ウ) 死亡保険金受取人の故意 (エ) 戦争その他の変乱

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- ③ 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、当社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。
- ④ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡保険金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により死亡保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、当社は、その程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、またはその一部を削減して支払います。

7. 請求手続ならびに支払の時期および場所

第15条（請求手続）

- ① 治療給付金もしくは入院給付金（以下「給付金」といいます。）または死亡保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人はすみやかに当社に通知してください。
- ② 給付金の受取人または死亡保険金受取人は、保険契約者を經由して、当社に次の書

類を提出して、給付金または死亡保険金を請求してください。

項目	必要書類
(1) 治療給付金	(ア) 当会社所定の治療給付金支払請求書 (イ) 当会社所定の様式による医師の診断書 (ウ) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院および診療報酬点数証明書 (エ) 被保険者の住民票 (オ) 治療給付金受取人の戸籍抄本 (カ) 治療給付金受取人の印鑑証明書 (キ) 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証する書類
(2) 入院給付金	(ア) 当会社所定の入院給付金支払請求書 (イ) 当会社所定の様式による医師の診断書 (ウ) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (エ) 被保険者の住民票 (オ) 入院給付金受取人の戸籍抄本 (カ) 入院給付金受取人の印鑑証明書 (キ) 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証する書類
(3) 死亡保険金	(ア) 当会社所定の死亡保険金支払請求書 (イ) 当会社所定の様式による医師の死亡証明書 (ウ) 被保険者の住民票 (エ) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (オ) 死亡保険金受取人の印鑑証明書

- ③ 当会社は、前項の書類以外の書類の提出を求め、または前項の書類の一部の省略を認めることがあります。

第16条 (給付金または死亡保険金の支払の時期および場所)

- ① 給付金または死亡保険金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に当会社の本社で支払います。
- ② 給付金または死亡保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金または死亡保険金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当会社の

指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金または死亡保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

- (1) 給付金または死亡保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第13条(給付金の支払)および第14条(死亡保険金の支払)に定める支払事由発生の有無
 - (2) 給付金または死亡保険金を支払わない場合に該当する可能性がある場合
給付金または死亡保険金の支払事由が生じた原因
 - (3) 第23条(告知義務違反による解除)に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) 第24条(重大事由による解除)、第27条(詐欺による取消し)または第28条(不法取得目的による無効)に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第24条第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、給付金の受取人もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結もしくは被保険者の中途加入の目的もしくは給付金もしくは死亡保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金もしくは死亡保険金の請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認を行うため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金または死亡保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても、180日)を経過する日とします。
- (1) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会 180日
 - (2) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認を行う場合、当会社は、給付金もしくは死亡保険金の受取人または給付金もしくは死亡保険金の請求者に通知をします。
- ⑤ 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、給付

金の受取人または死亡保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金または死亡保険金を支払いません。

- ⑥ 前5項の規定にかかわらず、保険契約者が他の生命保険会社（以下「他社」といいます。）と医療保障保険（団体型）契約を締結している場合には、他社の給付金または死亡保険金の支払の時期および場所に関する規定により給付金または死亡保険金の支払を行うことを、あらかじめ保険契約者と当会社との協議で定めることができます。

第3編 この保険契約の取扱

8. 保険料の払込、猶予期間および保険契約の失効

第17条（保険料の払込）

- ① この保険契約の第2回以後の保険料は、その払込方法に従って、所定の払込期日までに当会社の本社または当会社が指定した場所に払い込むことを要します。
- ② 保険契約者は、保険料の払込方法が月払の場合には、当会社の定めるところによってこの保険契約の保険料を一括払することができます。
- ③ この保険契約の全部または一部が消滅した場合に、前項により一括払された保険料の残額があれば、これを保険契約者に払い戻します。

第18条（猶予期間および保険契約の失効）

- ① この保険契約の第2回以後の保険料の払込については、払込期日の属する月の翌月末日までを猶予期間とします。
- ② 前項の猶予期間中にこの保険契約の保険料が払い込まれなかった場合には、この保険契約は、その保険料の払込期日にさかのぼって効力を失います。

第19条（猶予期間中の保険事故）

前条に定める猶予期間中に給付金または死亡保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、払込期日が到来しているこの保険契約の保険料が猶予期間中に払い込まれたときに限り、給付金または死亡保険金を支払います。

9. 保険契約の復活

第20条（保険契約の復活）

- ① 第18条（猶予期間および保険契約の失効）第2項の規定によってこの保険契約が効力を失った場合には、猶予期間満了の日の翌日から1か月以内であれば、保険契約者は、この保険契約の復活を請求することができます。
- ② 当社がこの保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、延滞している保険料を当社の指定した期日までに払い込むことを要します。
- ③ 前2項の規定によって保険契約が復活された場合には、第4条（加入資格）の規定を準用します。また、第13条（給付金の支払）、第14条（死亡保険金の支払）または第23条（告知義務違反による解除）第8項第2号の規定の適用にあたっては、第7条（責任開始期および契約日）の規定を準用します。

10. 保険契約の解約、解除等

第21条（解約）

保険契約者は、いつでも将来に向けてこの保険契約を解約することができます。

第22条（告知義務）

- ① 保険契約者は、保険契約の締結もしくは復活または被保険者の中途加入の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当社が所定の書面で告知を求めた事項について、当社にその書面で告知することを要します。
- ② 当社は、保険契約の締結もしくは復活または被保険者の中途加入の際に必要なと認められた場合には、被保険者に対し支払事由の発生の可能性に関する重要な事項について、所定の書面で告知を求めまたは当社の指定した医師によって被保険者の診査を行うことがあります。この場合には、被保険者は、告知を求められた事項について、当社にその書面でまたはその医師に口頭で告知することを要します。

第23条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向けてその告知を求めた事項の内容に応じてこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。
- ② 被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当

社は、将来に向けてこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができません。

- ③ 給付金または死亡保険金の支払事由が生じた後においても、当社は、前2項の規定によってこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には給付金または死亡保険金を支払いません。また、すでに給付金または死亡保険金を支払っているときには、当社は、その返還を請求できます。
- ④ 前項の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人が、給付金または死亡保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明した場合には、当社は、給付金または死亡保険金を支払います。
- ⑤ 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人に解除の通知をします。
- ⑥ 次の各号の場合には、当社は、第1項または第2項の解除をすることはできません。
 - (1) この保険契約の締結もしくは復活またはその被保険者の中途加入の際に、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者が、保険契約者またはその被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者またはその被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- ⑦ 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者またはその被保険者が前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑧ 本条の解除権は、次の各号の場合には消滅します。
 - (1) 当社が解除の原因を知った時から1か月以内に解除しなかったとき
 - (2) その被保険者についての責任開始の日から起算して1年以内に給付金または死亡保険金の支払事由が生じなかったとき

第24条（重大事由による解除）

- ① 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が保険契約者によって生じた場合にはこの保険契約を、それ以外の者によって生じた場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を将来に向けて解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または

- 他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの保険契約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の給付金または死亡保険金の請求に関し、給付金の受取人または死亡保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 反社会的勢力により団体もしくは被保険団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、当会社の保険契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 給付金または死亡保険金の支払事由が生じた後においても、当会社は、前項の規定によってこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には、その解除された部分に関し、前項各号に定める事由が生じた時以後に発生した給付金または死亡保険金の支払事由については、給付金または死亡保険金（前項第4号のみに該当した場合で、同項同号に該当した者が死亡保険金受取人のみであり、かつ、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。）を支払いません。また、すでに給付金または死亡保険金を支払っているときには、当会社は、その返還を請求できます。
- ③ 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人に解除の通知をします。

第25条（その他の解除）

- ① 当会社は、被保険者の数が、第5条（被保険者の数）で定める数未満で次回更新時ま

で回復の見込がない場合として、契約申込書等の保険契約者との合意内容に係る書面により定めたものに該当した場合には、将来に向けてこの保険契約を解除することができます。

- ② 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人に解除の通知をします。
- ③ 本条の解除権は、当社が解除の原因を知った時から1か月以内に解除しなかった場合には消滅します。

第26条（返戻金）

この保険契約の全部または一部が消滅した場合には、払い戻すべき金額はありません。ただし、次の各号のいずれかによりこの保険契約の全部または一部が消滅した場合に限り、この保険契約またはこの保険契約のその部分に対する保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に払い戻します。

- (1) この保険契約が解約された場合
- (2) 第14条（死亡保険金の支払）の規定によって死亡保険金が支払われない場合
- (3) この保険契約の全部または一部を当社が解除した場合

第27条（詐欺による取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺によりこの保険契約を締結、更新もしくは復活したときまたは被保険者を中途加入させたときは、当社は、保険契約者の詐欺による場合にはこの保険契約を、被保険者の詐欺による場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第28条（不法取得目的による無効）

この保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の中途加入の際に、保険契約者に給付金もしくは死亡保険金を不法に取得する目的または他人に給付金もしくは死亡保険金を不法に取得させる目的があった場合にはこの保険契約を、被保険者に給付金もしくは死亡保険金を不法に取得する目的または他人に給付金もしくは死亡保険金を不法に取得させる目的があった場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

11. 被保険者の脱退

第29条（被保険者の脱退）

- ① 保険契約者は、任意にこの保険契約から一部の被保険者を脱退させることはできません。ただし、当社が認めた場合には、この限りではありません。
- ② 被保険者がその資格を欠くにいたった場合には、その日にこの保険契約から脱退するものとします。この場合には、保険契約者は、直ちに当社に通知することを要します。
- ③ 前2項の規定によって被保険者が脱退した場合には、当社は、その被保険者に対する保険料が払い込まれた保険料期間（次の払込期日の前日までをいいます。）の最終日までこの保険契約上の責任を負います。

12. 治療給付率の増率等または減率等

第30条（治療給付率の増率等）

- ① 保険契約者は、当社の定めるところにより被保険者の同意および当社の承諾を得て、当社の定める範囲内で、この保険契約の全部または一部の被保険者について治療給付率の増率または入院給付金日額もしくは死亡保険金額の増額をすることができます。
- ② 前項の規定によって治療給付率の増率または入院給付金日額もしくは死亡保険金額の増額がされた場合のその増率、増額部分について、次の各号の規定を準用します。
 - (1) 第4条（加入資格）
 - (2) 第22条（告知義務）
 - (3) 第23条（告知義務違反による解除）
 - (4) 第27条（詐欺による取消し）
 - (5) 第28条（不法取得目的による無効）
 - (6) 第38条（年齢または性別の誤りの処理）
- ③ 治療給付率の増率または入院給付金日額もしくは死亡保険金額の増額が行われた場合、第13条（給付金の支払）、第14条（死亡保険金の支払）または第23条（告知義務違反による解除）第8項第2号の規定の適用にあたっては、治療給付率の増率部分または入院給付金日額もしくは死亡保険金額の増額部分について、第7条（責任開始期および契約日）の規定を準用します。

第31条（治療給付率の減率等）

- ① 保険契約者は、当社の定めるところにより当社の定める範囲内で、この保険契約

の全部または一部の被保険者について治療給付率の減率または入院給付金日額もしくは死亡保険金額の減額をすることができます。

- ② 前項の規定によって減率または減額された部分は解約されたものとみなします。この場合、第26条（返戻金）ただし書の規定にかかわらず、その部分に対する保険料の未経過分は払い戻しません。

13. 保険契約者および受取人の変更

第32条（保険契約者の変更）

- ① 保険契約者は、第3条（保険契約者の資格）に定める要件を欠くにいたった場合には、被保険者および当会社の同意を得て、この保険契約上の権利義務を包括して同条に定める要件を満たす者に承継させることを要します。
- ② 保険契約者は、被保険者および当会社の同意を得て、この保険契約上の権利義務を包括して第3条（保険契約者の資格）に定める要件を満たす者に承継させることができます。

第33条（給付金の受取人およびその変更）

- ① 給付金の受取人は、被保険者とします。ただし、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者とすることができます。
- ② 特に必要と当社が認めた場合のほかは、治療給付金受取人および入院給付金受取人は同一であることを要します。
- ③ 給付金の受取人は、第1項による給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

第34条（死亡保険金受取人およびその変更）

- ① 保険契約者は、当社の定める範囲内で、被保険者が指定した者をこの保険契約の死亡保険金受取人とすることを要します。ただし、当社の定める範囲内で、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者が別に定めることができます。
- ② 保険契約者は、当社の定める範囲内で、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当社に対する通知により死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、当社の定めるところにより当社に対する書面によって通知してください。
- ③ 当社が保険契約者から前項の通知を受け取る前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払った場合には、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

- ④ 遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

第35条（受取人の死亡等）

- ① 給付金の受取人が被保険者の場合で、その給付金の請求がないままその被保険者が死亡したときは、その給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
- ② 前条第1項に定める被保険者による死亡保険金受取人の指定がされていないとき（前条第1項ただし書の場合を除きます。）、または死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡して変更されていないときは、被保険者の配偶者、子（子が死亡している場合には、その直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位に従って死亡保険金受取人とします。この場合、同順位の者が2人以上あるときは、死亡保険金はその人数によって等分するものとします。

14. 受取人の代表者

第36条（受取人の代表者）

- ① 同一の被保険者についての死亡保険金受取人が2人以上ある場合には、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明の場合には、当会社が前項の受取人の1人に対して行った行為は、他の受取人に対してもその効力を生じます。
- ③ 前項の規定は、前条第1項の場合について準用します。

15. 年齢の計算ならびに年齢または性別の誤りの処理

第37条（年齢の計算）

被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6か月を超えるものは切り上げて1年とし、6か月以下のものは切り捨てます。

第38条（年齢または性別の誤りの処理）

- ① 被保険者の年齢に誤りがあった場合には、次のとおり取り扱います。
 - (1) その被保険者の加入日およびその事実が発見された時の実際の年齢が当会社の定める年齢の範囲外であったときは、当会社は、この保険契約のその被保険者に対する部分を取り消すことができます。この場合、この保険契約の保険料を更正

します。

(2) 前号以外のときは、当会社の定める方法で処理します。

② 被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定める方法で処理します。

16. 必要事項の報告

第39条（必要事項の報告）

保険契約者は、当社が被保険者の就業状況その他この保険契約上必要な事項について照会した場合には、遅滞なく当社に報告することを要します。

17. 契約者配当

第40条（契約者配当）

- ① 当社は、毎事業年度末において、当会社の定めるところによって積み立てた契約者配当準備金の中から、この保険種類に属する部分を計算します。
- ② 当社は、前項の規定によって計算した契約者配当準備金の中から、この保険契約が保険期間満了の日の有効で、かつ、その日までのこの保険契約の保険料が払い込まれた場合に、当会社の定める方法により計算した契約者配当金を、当会社の定める方法で保険契約者に支払います。

18. 契約内容の登録

第41条（契約内容の登録）

- ① 当社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 被保険者の氏名、生年月日および性別
 - (2) 保険契約の種類（医療保障保険（団体型）または医療保障保険（個人型））
 - (3) 治療給付率
 - (4) 入院給付金日額
 - (5) 保険契約の種類が医療保障保険（団体型）の場合、保険契約者名
 - (6) 保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、保険契約者の住所（市・区・郡までとします。）
 - (7) 契約日

- ② 協会加盟の各生命保険会社（以下「各生命保険会社」といいます。）は、前項の規定により登録された被保険者について、医療保障保険（団体型）契約または医療保障保険（個人型）契約の申込を受けた場合、協会に対して前項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- ③ 各生命保険会社は、前項によって連絡された内容を医療保障保険（団体型）契約または医療保障保険（個人型）契約の承諾の判断の参考とすることができるものとします。
- ④ 登録の期間および承諾の判断の参考とする期間は、契約日からこの保険契約の消滅時またはこの保険契約のその被保険者に対する部分の消滅時までとし、各生命保険会社は、連絡された内容を、医療保障保険（団体型）契約または医療保障保険（個人型）契約の承諾の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑤ 協会および各生命保険会社は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑥ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

19. 保険契約の更新

第42条（保険契約の更新）

- ① 保険期間の満了の際に保険契約者からこの保険契約を更新しない旨の通知がない場合には、この保険契約は、保険期間満了の日の翌日に更新され継続するものとし、この日を更新日とします。ただし、被保険者の年齢が当会社の定めるところにより保険契約者と協議して定めた年齢を超える場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は更新しません。
- ② 前項の通知は、保険期間満了の日の2週間前までにしてください。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、当会社は、被保険者の数が当会社の定める数に満たない場合その他当会社が合理的な理由があり必要と認めた場合には、保険契約の全部または一部の更新を認めないことがあります。
- ④ 更新後のこの保険契約の第1回保険料の払込期日は、更新日とします。
- ⑤ 更新後のこの保険契約の各被保険者の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑥ 保険契約が更新された場合の更新後のこの保険契約の第1回保険料について、次の各号の規定を準用します。
 - (1) 第17条（保険料の払込）
 - (2) 第18条（猶予期間および保険契約の失効）

- (3) 第19条（猶予期間中の保険事故）
- (4) 第20条（保険契約の復活）
- ⑦ 更新後の保険契約については、更新日において当社が新規に締結する保険契約に適用しているこの保険の普通保険約款および保険料率が適用されます。

20. その他

第43条（法令等の改正に伴う契約条項の変更）

- ① 別表2に定める公的医療保険制度の改正が行われた場合には、当社は、主務官庁の認可を得て、治療給付金額、保険料その他のこの保険契約の内容を変更することがあります。
- ② 前項によりこの保険契約の内容を変更するときは、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第44条（時効）

給付金または死亡保険金その他この保険契約に基づく諸支払金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときには消滅します。

第45条（管轄裁判所）

この保険契約における給付金または死亡保険金の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地または給付金もしくは死亡保険金の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する日本国内における地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

第46条（医療保障保険（個人型）への加入）

- ① 2年を超えて継続してこの保険契約の被保険者であった者は、被保険者の数が当社の定める数を欠いたことによってこの保険契約が解除されもしくは更新されなかった場合または第29条（被保険者の脱退）の規定によってこの保険契約から脱退した場合には、その日から1か月以内であれば、被保険者選択を受けることなく、当社の定めるところにより、医療保障保険（個人型）に加入できます。この場合の基準日額は、その者についてその日まで有効に継続していた入院給付金日額以内とします。
- ② 前項の規定により医療保障保険（個人型）へ加入する場合、治療給付金および入院給付金の支払については、第13条（給付金の支払）第2項第3号の規定を適用しません。

<別表 1 >

入院

別表 2 に定める公的医療保険制度によって保険給付の対象となる別表 5 に定める入院とします。

<別表 2 >

公的医療保険制度

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 1 健康保険法
- 2 国民健康保険法
- 3 国家公務員共済組合法
- 4 地方公務員等共済組合法
- 5 私立学校教職員共済法
- 6 船員保険法
- 7 高齢者の医療の確保に関する法律

<別表 3 >

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当社が、特に認められた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）とします。
2. 前号の場合と同等と当社が認めた日本国外にある医療施設

<別表 4 >

治療給付金額

月ごとの治療給付金額は、その月の入院期間中の診療報酬点数に応じて、次表の診療報酬点数ランクに対応する治療給付金基準額に治療給付率を乗じて得られる金額とします。

この場合、「診療報酬点数」とは、治療時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数をいいます。

公的医療保険制度における一部負担割合が20%の場合	
診療報酬点数ランク	治療給付金基準額
31,000以上	58,000 円
30,000以上 31,000未満	56,000 円
29,000以上 30,000未満	54,000 円
28,000以上 29,000未満	52,000 円
27,000以上 28,000未満	50,000 円
26,000以上 27,000未満	48,000 円
25,000以上 26,000未満	46,000 円
24,000以上 25,000未満	44,000 円
23,000以上 24,000未満	42,000 円
22,000以上 23,000未満	40,000 円
21,000以上 22,000未満	38,000 円
20,000以上 21,000未満	36,000 円
19,000以上 20,000未満	34,000 円
18,000以上 19,000未満	32,000 円
17,000以上 18,000未満	30,000 円
16,000以上 17,000未満	28,000 円
15,000以上 16,000未満	26,000 円
14,000以上 15,000未満	24,000 円
13,000以上 14,000未満	22,000 円
12,000以上 13,000未満	20,000 円
11,000以上 12,000未満	18,000 円

公的医療保険制度における一部負担割合が30%の場合	
診療報酬点数ランク	治療給付金基準額
20,667以上	58,000 円
20,000以上 20,667未満	56,000 円
19,334以上 20,000未満	54,000 円
18,667以上 19,334未満	52,000 円
18,000以上 18,667未満	50,000 円
17,334以上 18,000未満	48,000 円
16,667以上 17,334未満	46,000 円
16,000以上 16,667未満	44,000 円
15,334以上 16,000未満	42,000 円
14,667以上 15,334未満	40,000 円
14,000以上 14,667未満	38,000 円
13,334以上 14,000未満	36,000 円
12,667以上 13,334未満	34,000 円
12,000以上 12,667未満	32,000 円
11,334以上 12,000未満	30,000 円
10,667以上 11,334未満	28,000 円
10,000以上 10,667未満	26,000 円
9,334以上 10,000未満	24,000 円
8,667以上 9,334未満	22,000 円
8,000以上 8,667未満	20,000 円
7,334以上 8,000未満	18,000 円
6,667以上 7,334未満	16,000 円
6,000以上 6,667未満	14,000 円
5,334以上 6,000未満	12,000 円
4,667以上 5,334未満	10,000 円
4,000以上 4,667未満	8,000 円
3,334以上 4,000未満	6,000 円
2,667以上 3,334未満	4,000 円
0以上 2,667未満	0 円

<別表5>

入院

医師（当社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

備考

1. 治療を目的とする入院

治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係や、胃ガンとその転移による肝臓ガンとの関係等をいいます。

医療保障保険（団体型）用家族特約

（この特約の趣旨）

この特約は、医療保障保険（団体型）契約に付加することにより、医療保障保険（団体型）契約の被保険者の配偶者または子が所定の入院をした場合に治療給付金または入院給付金を支払い、また死亡した場合に死亡保険金を支払うことを主な内容とするものです。

[特約の締結および責任開始期]

第1条

- ① この特約は、医療保障保険（団体型）契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または締結後に、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約についての当会社の責任開始期は、主契約に適用される普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の責任開始期に関する規定を準用します。

[加入資格]

第2条 この特約の被保険者となることができる者は、当会社の定める範囲内の者で、かつ、次の各号に定めるものであることを要します。ただし、当会社の定める年齢範囲に該当し、かつ、被保険者となることに同意した者に限ります。

- (1) 主契約の被保険者と同一戸籍に記載されている配偶者（以下「配偶者」といいます。）
- (2) 主契約の被保険者と同一戸籍に記載されている子（以下「子」といいます。）

[被保険者の中途加入]

第3条 保険契約者は、この特約の加入資格を有する者を被保険者として、この特約に中途加入させることができます。この場合、主約款の被保険者の中途加入に関する規定を準用します。

[給付金および死亡保険金の支払]

第4条

- ① この特約の治療給付金および入院給付金ならびに死亡保険金の支払については、この特約のそれぞれの被保険者について、主約款の規定を準用します。この場合、それぞれの給付金の受取人は主契約の給付金の受取人と同一とし、また死亡保険金の受取人は、主契約の被保険者（主契約の死亡保険金受取人が保険契約者の場合には、主契約の死亡保険金受取人）とし、これ以外の者への変更はできません。ただし、主契約の給付金の受取人が主契約の被保険者の場合で、かつ、主契約の被保険者の故意または重大な過失によりこの特

約の治療給付金または入院給付金の支払事由が生じたときは、当社は、その給付金を支払いません。

- ② この特約の被保険者が入院中に、その被保険者と同一戸籍に記載されている主契約の被保険者が死亡し、死亡保険金が支払われることにより、この特約の被保険者に対する部分が消滅した場合には、この特約の入院給付金については、その消滅時に保険期間が満了したものとみなして、主約款の給付金の支払に関する規定を準用します。
- ③ 主契約の被保険者および配偶者または子が死亡し、かつ、その死亡した時の先後が明らかでないときは、配偶者または子が先に死亡したものとみなして取り扱います。

[請求手続]

第5条

- ① この特約の治療給付金もしくは入院給付金（以下「給付金」といいます。）または死亡保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の給付金の受取人もしくは死亡保険金受取人はすみやかに当社に通知してください。
- ② この特約の給付金の受取人または死亡保険金受取人は、保険契約者を経由して、当社に次の書類を提出して、給付金または死亡保険金を請求してください。

項目	必要書類
(1) 治療給付金	(ア) 当社所定の治療給付金支払請求書 (イ) 当社所定の様式による医師の診断書 (ウ) 当社所定の様式による入院した病院または診療所の入院および診療報酬点数証明書 (エ) この特約の被保険者および治療給付金受取人の戸籍抄本 (オ) この特約の治療給付金受取人の印鑑証明書 (カ) 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証する書類
(2) 入院給付金	(ア) 当社所定の入院給付金支払請求書 (イ) 当社所定の様式による医師の診断書 (ウ) 当社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (エ) この特約の被保険者および入院給付金受取人の戸籍抄本 (オ) この特約の入院給付金受取人の印鑑証明書 (カ) 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証する書類

(3) 死亡保険金	(ア) 当会社所定の死亡保険金支払請求書 (イ) 当会社所定の様式による医師の死亡証明書 (ウ) この特約の被保険者および死亡保険金受取人の戸籍抄本 (エ) この特約の死亡保険金受取人の印鑑証明書
-----------	---

- ③ 当会社は、前項の書類以外の書類の提出を求め、または前項の書類の一部の省略を認めることがあります。

[特約の保険期間および保険料の払込]

第6条

- ① この特約の保険期間は、この特約の締結日または更新日から主契約の保険期間満了の日までとします。
- ② 保険契約者は、この特約の保険料を主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
- ③ 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その保険料の払込期日から将来に向かって解約されたものとみなします。

[特約の失効]

第7条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

[特約の復活]

第8条

- ① 当会社は、この特約の復活の請求があった場合には、主契約の復活を承諾したときに限り、主契約と同時に、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。
- ② 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、同時にこの特約の復活の請求があったものとみなします。

[特約の解約]

第9条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

[告知義務]

第10条

- ① 保険契約者は、この特約の締結もしくは復活またはこの特約の被保険者の中途加入の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当社がこの特約の被保険者に関し所定の書面で告知を求めた事項について、当社にその書面で告知することを要します。

- ② 当社は、この特約の締結もしくは復活またはこの特約の被保険者の中途加入の際に必要と認めた場合には、この特約の被保険者に対し支払事由の発生の可能性に関する重要な事項について、この特約の被保険者に関し所定の書面で告知を求めまたは当社の指定した医師によってこの特約の被保険者の診査を行うことがあります。この場合には、その被保険者は、告知を求められた事項について、当社にその書面でまたはその医師に口頭で告知することを要します。

[告知義務違反による解除]

第11条 この特約の告知義務違反による解除については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

[特約の消滅]

第12条 主契約の全部または一部が消滅した場合には、この特約の全部または消滅した主契約の被保険者と同一戸籍に記載されているこの特約の被保険者に対する部分は、同時に消滅します。

[被保険者の脱退]

第13条

- ① 保険契約者は、任意にこの特約から一部の被保険者を脱退させることはできません。ただし、当社が認めた場合には、この限りではありません。
- ② 次の各号のいずれかに該当した場合には、この特約の被保険者は、それぞれに定める日にこの特約から脱退するものとします。この場合、保険契約者は、直ちに当社に通知することを要します。
- (1) この特約の被保険者が更新日においてこの特約の加入資格を欠いている場合
その更新日の前日
 - (2) この特約の被保険者と同一戸籍に記載されている主契約の被保険者が主約款の被保険者の脱退に関する規定により脱退した場合
その脱退した日
- ③ 第1項および前項第2号の規定によってこの特約の被保険者が脱退した場合には、当社は、その被保険者に対する保険料が払い込まれた保険料期間（次の払込期日の前日までをいいます。）の最終日までこの特約上の責任を負います。

[この特約の治療給付率等の増減]

第14条

- ① 保険契約者は、この特約の治療給付率、入院給付金日額または死亡保険金額を変更することができます。この場合、主約款の治療給付率の増率等または減率等に関する規定を準

用します。

- ② 主契約の入院給付金日額または死亡保険金額が減額された場合で、主契約の被保険者およびその被保険者と同一戸籍に記載されているこの特約の被保険者について、この特約のその被保険者について定められた入院給付金日額または死亡保険金額が主契約の被保険者について定められた入院給付金日額または死亡保険金額を超えることとなるときは、この特約のその入院給付金日額または死亡保険金額も同時に主契約のその入院給付金日額または死亡保険金額以下に減額することを要します。

[特約の更新]

第15条 この特約は、主契約の更新の際、保険契約者または当社が別段の通知をしない限り、主契約とともに更新されます。

[管轄裁判所]

第16条 この特約の治療給付金、入院給付金または死亡保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

[医療保障保険（個人型）への加入]

第17条 2年を超えて継続してこの特約の被保険者であった者は、次の各号のいずれかに該当した場合には、被保険者選択を受けることなく、医療保障保険（個人型）に加入できます。この場合、主約款の医療保障保険（個人型）への加入に関する規定を準用します。

- (1) その被保険者が第13条 [被保険者の脱退] の規定によってこの特約から脱退した場合
- (2) その被保険者と同一戸籍に記載されている主契約の被保険者が主約款の医療保障保険（個人型）への加入に関する規定に定める要件に該当した場合
- (3) その被保険者と同一戸籍に記載されている主契約の被保険者が主契約の死亡保険金の支払事由に該当した場合
- (4) その被保険者と同一戸籍に記載されている主契約の被保険者の年齢が更新日において、当社の定めるところにより、保険契約者と協議して定めた年齢を超えるため、主契約のその被保険者に対する部分が更新されなかった場合

[主約款の規定の準用]

第18条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

医療保障保険（団体型）用特定疾病・部位不担保特約

[特約の締結]

第1条 医療保障保険（団体型）契約（医療保障保険（団体型）用家族特約を含みます。）の締結、中途加入、復活または治療給付率の増率等の際、被保険者となる者の健康状態その他が当会社の定める普通の標準に適合しないときは、当会社は、保険契約者およびその被保険者となる者の承諾を得て、その被保険者となる者についてこの特約を付加して締結します。

[特定疾病・部位不担保の内容]

第2条 この特約の締結の際に定めた不担保期間中に、被保険者証記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係があると当社が認めた疾病を含みます。）または身体の特定の部位・臓器に生じた疾病を直接の原因として、治療給付金または入院給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、その給付金を支払いません。ただし、被保険者が不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

医療保障保険（団体型）用長期療養給付特約

（この特約の趣旨）

この特約は、医療保障保険（団体型）契約に付加することにより、医療保障保険（団体型）契約の普通保険約款またはこれに付加されている医療保障保険（団体型）用家族特約の規定によって支払われる治療給付金および入院給付金の1回の入院についての支払限度を延長することを主な内容とするものです。

[特約の締結および責任開始期]

第1条

- ① この特約は、医療保障保険（団体型）契約（以下「主契約」といいます。）の締結または更新の際に、保険契約者の申出によって、当社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。
- ② この特約についての当社の責任開始期は、主契約に適用される普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の責任開始期に関する規定を準用します。
- ③ この特約の締結に際しては、保険契約者は次のいずれかの型を指定することを要します。
 - （ア） I型
 - （イ） II型

[治療給付金の支払限度]

第2条 この特約が付加されている場合には、主約款または主契約に付加されている医療保障保険（団体型）用家族特約（以下「家族特約」といいます。）の規定にかかわらず、1回の入院についての治療給付金の支払限度は、この特約の型に応じ、次の各号に定めるとおりとします。

- （1） I型の場合
入院日数を通算して184日となる日の属する月の末日まで
- （2） II型の場合
入院日数を通算して364日となる日の属する月の末日まで

[入院給付金の支払限度]

第3条 この特約が付加されている場合には、主約款または家族特約の規定にかかわらず、1回の入院についての入院給付金の支払限度は、この特約の型に応じ、次の各号に定めるとおりとします。

- （1） I型の場合

- 支払日数 180日限度
- (2) II型の場合
- 支払日数 360日限度

[特約の保険期間および保険料の払込]

第4条

- ① この特約の保険期間は、この特約の締結日または更新日から主契約の保険期間満了の日までとします。
- ② 保険契約者は、この特約の保険料を主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
- ③ 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その保険料の払込期日から将来に向かって解約されたものとみなします。

[特約の失効]

第5条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

[特約の復活]

第6条

- ① 当社は、この特約の復活の請求があった場合には、主契約の復活を承諾したときに限り、主契約と同時に、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。
- ② 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、同時にこの特約の復活の請求があったものとみなします。

[特約の解約]

第7条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

[告知義務]

第8条

- ① 保険契約者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当社がこの特約の被保険者に関し所定の書面で告知を求めた事項について、当社にその書面で告知することを要します。
- ② 当社は、この特約の締結または復活の際に必要なと認めた場合には、この特約の被保険者に対し支払事由の発生の可能性に関する重要な事項について、この特約の被保険者に関し所定の書面で告知を求めまたは当社の指定した医師によってこの特約の被保険者の診査を行うことがあります。この場合には、その被保険者は、告知を求められた事項について、当社にその書面でまたはその医師に口頭で告知することを要します。

[告知義務違反による解除]

第9条 この特約の告知義務違反による解除については、主約款および家族特約の告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

[特約の消滅]

第10条 主契約の全部または一部が消滅した場合には、この特約の全部または消滅したこの特約の被保険者に対する部分は、同時に消滅します。

[特約の型の変更]

第11条 保険契約者は、当会社の承諾を得て、この特約の型を変更することができます。この場合、主約款および家族特約の増率等または減率等に関する規定を準用します。

[特約の更新]

第12条 この特約は、主契約の更新の際、保険契約者または当社が別段の通知をしない限り、主契約とともに更新されます。

[医療保障保険（個人型）用長期療養給付特約への加入]

第13条 主約款または家族特約条項の規定により医療保障保険（個人型）への加入が行われた場合、保険契約者が別段の通知をしない限り、この特約の被保険者について、同時に医療保障保険（個人型）用長期療養給付特約への加入が行われるものとします。この場合、主約款または家族特約条項の医療保障保険（個人型）への加入の規定を準用します。

[主約款の規定の準用]

第14条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

付則（民法の一部を改正する法律（平成２９年法律第４４号）の施行に関する取扱（医療保障保険（団体型）））

医療保障保険（団体型）普通保険約款第３８条（年齢または性別の誤りの処理）第１項第１号に規定する年齢の誤りの処理について、その誤った申込に対する承諾が民法の一部を改正する法律（平成２９年法律第４４号）の施行日前に行なわれていた場合には、同号の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- 「（１） その被保険者の加入日およびその事実が発見された時の実際の年齢が当会社の定める年齢の範囲外であったときは、この保険契約のその被保険者に対する部分は無効とし、この保険契約の保険料を更正します。」

